

議 長 日程第7「議案第27号松田町印鑑条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第27号松田町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和元年8月20日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が施行されること及び証明書コンビニ交付サービスの導入に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、議案第27号松田町印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行及び証明書コンビニ交付サービスの導入に伴いまして、条文の整備等を図るものでございます。

一部改正の内容でございますけれども、大きく2つございまして、1つ目が住民基本台帳法施行令の改正に伴う改正でございます。この改正の内容といたしましては、婚姻等で氏に変更にあった場合でも、本人の申請により、従来称してきた氏、これを旧氏と言いますけれども、これを住民票に本人の申請により併記できることになり、銀行口座や保険、携帯電話の契約等が引き続き使えるようになります。この改正により、印鑑登録においても旧氏による登録ができるようになるため、所要の改正をするものでございます。あわせてですね、性同一性障害などの性的マイノリティを配慮し、性別の記載欄の削除をします。また、本人確認書類として、外国人登録証明書というものがなくなりまして、官公署の発行した許可書という文言に統一されていますので、そういった改正がございまして。

2つ目が、コンビニ交付サービスに伴う改正でございます。マイナンバーカードを利用し、本人がみずから操作し、暗証番号を入力することにより、コンビニエンスストアに設置された多機能端末機からの証明書自動交付サービスの開始を、令和元年の10月1日から予定をしています。利用できる証明書につきましては、住民票の写し及び印鑑登録証明書となります。コンビニ交付サービスの提供時間につきましては、午前6時半から午後11時まででございます。こ

のサービスを提供するために、印鑑登録証による交付申請のほかに、マイナンバーカードによる交付申請の規定を加えるものでございます。

それではですね、議案を2枚おめくりいただきまして、3枚目の参考資料、新旧対照表をごらんください。1ページ目です。第4条につきましては、本人確認書類として、外国人登録証明書が官公署の発行した許可書に統一されたことによる、外国人登録証明書の文言を削除するものでございます。

続きまして2ページをごらんください。第5条第3号につきましては、印鑑の登録の際に必要な事項の規定でございますけれども、従来の氏名に加え、旧氏や通称など、住民票に記録されているものであればできる規定でございます。また、第4号の男女の別を削除し、次号以降を繰り上げるものでございます。

次の第6条第1号、第2号につきましては、登録のできない印鑑の規定でございます。氏名などに加え旧氏や通称など、住民票に記録されているもの以外は登録ができないという規定でございます。

2ページ下段から3ページの第13条第2項につきましては、コンビニ交付サービスの開始に伴い、コンビニに設置されている多機能端末機を利用する場合、印鑑登録証による交付申請に変え、マイナンバーカードによる交付申請の規定を新たに追加するものでございます。第3項及び第14条第2項は、今回の改正に伴う項及び号ずれによる、号ずれの改正でございます。

最後にですね、議案本文の2ページをごらんください。附則でございます。施行期日につきましては、令和元年10月1日からとなります。住民基本台帳法施行令等の改正に伴う改正につきましては、令和元年11月5日からとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それではこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第27号松田町印鑑条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。